

総社市では、区域外就園（住民登録地によって指定された幼稚園・こども園以外の幼稚園・こども園への就園）について、保護者の申し出により、次の許可基準に該当する場合は許可します。区域外就園を希望される場合は、「**区域外就園申立書**」に記入の上、該当する**添付書類**（下表参照）を添えてこども夢づくり課に提出してください。

| 区分 | 事由 | 対象学年 | 期間 | 添付書類 |
|-------------------------|--|-------------------------------------|----------------------------|--|
| 1 市内の異なる園区への新築・転居予定 | ① 住民票はまだ異動していないが、新築・転居予定地の就園指定園にあらかじめ就園を希望する場合 | 幼稚園・こども園（幼稚部） 全学年及び新入園 | 住民異動日まで | 建築請負契約書の写し 売買契約書の写し 建築確認申請書の写し 賃貸契約書の写し |
| 2 住宅金融公等の借入にかかわる市内の住所異動 | ① 新築・転居に伴う住宅金融公庫等の借入にかかわり、市内の異なる園区に住民票を異動したが、実際にはまだ転居していないため、在籍園に就園を暫定的に続けることを希望する場合 | 幼稚園・こども園（幼稚部） 全学年及び新入園 | 実際の転居日まで又はきりのよい日まで | 入居確定通知書の写し など、転居を証明できる書類いずれか1通 |
| 3 地理的事実 | ① 地理的に園児の通園上、やむを得ない事情がある場合 | 幼稚園・こども園（幼稚部） 新入園（他市町村からの転入は全学年） | 卒業まで | 通園経路の分かるもの |
| | ② 住所が慣例で認められている地域である場合又は町内付き合いが希望する園区の方にある場合 | | | 不要 |
| | ③ 住民登録地が、協定により小・中学校の区域外就学が認められている地域である場合 ・ 岡山市北区高松田中 ・ 総社市清音黒田 | | | 不要 |
| 4 家庭の事情 | ① 保護者が共働き等で、園児の帰宅後には面倒をみる者がいないため、園児を預かる者の住民登録地の指定園に就園を希望する場合 | 幼稚園・こども園（幼稚部） 全学年及び新入園 | 卒業又は事由が解消するまで | 保護者の就労証明書及び養育申立書 |
| | ② 保護者が共働き等で、園児の帰宅後には面倒をみる者がいないため、預かり保育のある幼稚園に就園を希望する場合 | | | 保護者の就労証明書 |
| | ③ 保護者が共働き等で、早朝預かりの必要があり、早朝預かり保育実施園区以外の住民登録地から早朝預かり保育実施園に就園を希望する場合 | | | 保護者の就労証明書 |
| 5 教育的配慮 | ① 市内の異なる園区へ住民票を異動したため本来なら転園しなければならないが、引き続き在籍園に就園を希望する場合 | 幼稚園・こども園（幼稚部）最終学年 | 卒業まで | 不要 |
| | | 幼稚園・こども園（幼稚部） 最終学年以外の各学年 | 当該学期の終わりまで 当該学期以降に及ぶとき | 不要 在籍幼稚園・こども園長の意見書 |
| | | 幼稚園・こども園（幼稚部） 全学年及び新入園 | 卒業又は事由が解消するまで 事由が解消するまで | 医師の診断書（不要な場合もある。） 在園幼稚園・こども園長の意見書（就園前は不要） |
| 6 教育特区への就園 | ① 山田幼稚園区及び維新幼稚園区以外（市外を含む）の住民登録地から山田幼稚園又は維新幼稚園に就園を希望する場合 | 幼稚園・こども園（幼稚部） 全学年及び新入園 | 卒業まで | 不要 |
| | ② 新本幼稚園区及び池田幼稚園区以外（市外を含む）の住民登録地から新本幼稚園又は池田幼稚園に就園を希望する場合 | | | |

【注意事項】

- (ア) 指定幼稚園変更は通園に支障のない場合に限り、通園条件、通園路については、園長の指示に従うとともに、通園途上の安全確保については、保護者が一切の責任を負うこととします。
- (イ) 指定幼稚園変更の許可事由が消滅した場合又は虚偽の申請が発覚した場合は、直ちに許可を取り消します。その場合は、直ちに保護者の住民登録地によって指定された園に転園するものとします。